

支出負担行為担当官総務省大臣官房会計課企画官が所掌する工事の請負契約に係る予算決算及び会計令第85条の基準の実施要領

1 契約担当官等の定める割合

予定価格が1,000万円を超える工事の請負契約について、「総務省における予算決算及び会計令第85条の基準」（平成31年4月24日官総会第1240号）別紙第1項における契約担当官等が定める割合の算定は、次によることとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、(1)にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合とする。

2 契約審査委員の指定

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第69条第1項に規定する契約審査委員は、総務省所管会計事務取扱規程（平成13年1月6日総務省訓令第55号）第12条の規定に基づき指定された者とする。

3 事務手続

(1) 調査基準価格の確定

契約担当官等は、当該請負契約の相手方となるべき者の申し込みに係る金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を、契約担当官等が定める割合に基づき算出する。

なお、事務の適正な執行を確保するため、令第79条の「予定価格を記載した書面」に「調査基準価格〇〇〇〇円」と記載し、さらに、「調査基準価格の100/110 〇〇〇〇円」と記載することとする。

(2) 業者への周知

本制度の円滑な運用を図るため、契約担当官等は、入札参加者に対し、入札説明書等の熟読を促すとともに、入札説明及び入札執行の際に次の内容を説明し、問題を生じないように配慮することとする。

- ① 令第85条の基準があること。
- ② 調査基準価格を下回った入札があった場合の入札終了方法及び結果の通知方法。

- ③ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても、落札者とならない場合があること。
- ④ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後調査に協力すべきこと。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札の執行
入札の結果、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、入札執行者は、入札参加者に対して「保留」を宣言し、「会計法第29条の6第1項ただし書の規定により落札者は後日決定する」旨を告げ、入札を終了する。
- (4) 調査の実施
契約担当官等は、調査基準価格を下回った入札が行われた場合、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて次のような内容により、当該入札を行った者への事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。
なお、この場合の調査は、落札留保後10日以内を目途に行うものとする。
 - ① その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書の徴収
 - ② 契約対象工事付近における手持工事の状況
 - ③ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
 - ④ 契約対象工事箇所と当該入札者の事業所、倉庫等との関連
 - ⑤ 手持ち資材の状況
 - ⑥ 資材購入先及び購入先と当該入札者との関係
 - ⑦ 手持ち機械数の状況
 - ⑧ 労務者の具体的供給見通し
 - ⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - ⑩ 経営内容
 - ⑪ 上記①から⑩の事情聴取結果の調査検討
 - ⑫ 過去に施工した公共工事の成績状況
 - ⑬ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
 - ⑭ 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）
 - ⑮ その他必要な事項
- (5) 調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置
契約担当官等は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員にその旨を知らせるものとする。
- (6) 調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置
契約担当官等は、調査の結果、最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、調査結果及び意見を記載した書面を4通作成し、契約審査委員（3名）に提出し、その意見を求めなければならない。
- (7) 契約審査委員の審査及び意見の表示
契約審査委員は、契約担当官等から意見を求められたときは、審査を行い、書面により意見を表示しなければならない。この場合の意見は、多数決によるものではなく

個別の意見を表示するものとする。

(8) 契約審査委員の意見に基づく落札者の決定等

① 契約審査委員の表示した意見のうち2名以上の意見が契約担当官等の意見と同一であった場合、契約担当官等は最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限範囲内の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札とする。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合においては、上記(4)以降と同様の手続を行うものとする。

② 契約担当官等は、契約審査委員の表示した意見のうち2名以上の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者することができる。

③ 契約担当官等は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とししない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

(9) 財務大臣及び会計検査院への書面の提出

契約担当官等は、次順位者を落札者とするときは、遅滞なく、当該競争に関する調書を作成のうえ、調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを添付し、総務大臣を経由して財務大臣及び会計検査院に提出しなければならない。